

1次審査 審査基準

区分		評価の視点	配点
業務実施能力	業務経歴 (10点)	地方公共団体又は法定協議会から受託した地域公共交通計画の策定又は改定業務を有しているか。	10
	業務体制 (20点)	本業務を円滑に進める人員配置、体制となっているか。	10
		管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画、又は道路の選択科目に限る）〕又は技術士〔建設部門（都市及び地方計画、又は道路の選択科目に限る）〕の資格を有し、過去5か年の間に地方公共団体又は法定協議会から受託した地域公共交通計画の策定又は改定業務の管理技術者を経験しているか。	5
		照査技術者は、本業務の履行にあたり、技術士〔総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画、又は道路の選択科目に限る）〕又は技術士〔建設部門（都市及び地方計画、又は道路の選択科目に限る）〕の資格を有し、過去5か年の間に地方公共団体又は法定協議会から受託した地域公共交通計画の策定又は改定業務の照査技術者を経験しているか。	5
合計			30

2次審査 審査基準

区分		評価の視点	参考資料	配点
企画提案能力	策定能力 (90点)	本業務の目的を理解し、各調査、検討等の業務の実施方法が具体的かつ適切なものとなっているか。	実施方針 (様式7)	10
		本業務のスケジュールは適正か。	実施 スケジュール (様式9)	5
		効果的な工夫、独自提案がされているか。	企画提案書	15
		移動実態や利用状況、住民の意向等を的確に把握するための調査分析の方法及び反映する方法について、有効な提案が示されているか。	企画提案書	20
		鈴鹿市の現状と課題を把握した提案となっているか。	企画提案書	20
		問題解決に向けた施策の検討方法、イメージが的確なものとなっているか。	企画提案書	10
		地域公共交通会議の運営支援の提案が示されているか。	企画提案書	10
価格評価 (10点)		<p>価格評価点＝</p> $\text{配点 (10点)} \times \frac{\text{見積限度額} - \text{提案価格}}{\text{見積限度額} - \text{最低提案価格}}$ <p>※小数点以下第二位を切り捨て、小数点第一位までの値とする。</p>	見積書	10
			合計	100